

水戸市が活用している地方創生関連交付金・税制の概要について

1 地方創生関連交付金

地方創生推進交付金 平成 28 年度創設

国が地域再生法に基づき認定した総合戦略に位置付けのある地方創生事業を支援する交付金

事業名	年度	交付率	国費(円)	対象
地 方 創 生 推 進 交 付 金 ※資料③, ④ 参 照	平成 29 年度 当 初 予 算	50%	1,000 億 (事業費 2,000 億)	地方創生の更なる深化のため、先駆性のある取組や先駆的・優良事例の横展開、地方創生の深化のすそ野を広げる取組、既存事業の隘路を発見し、打開する取組

2 地方創生関連税制

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税） 平成 28 年度創設 ※資料⑤参照

国が地域再生法に基づき認定した総合戦略に位置付けのある地方創生事業に対し、企業が寄附を行った場合に、寄附額の 3 割相当額を当該企業の法人関係税から税額控除する制度

- ・寄附額の下限は 10 万円
- ・税負担軽減のインセンティブを 2 倍に拡大して、企業の寄附を促進



【参考】

「まちなか芝生広場プロジェクト」 ※事業開始：平成 30 年度

〈概要〉

中心市街地において官民連携により開設した「まちなか・スポーツ・にぎわい広場（通称：M-SPO）」における南町自由広場敷地を芝生化し、利便性、機能性の向上を図ることにより、多様な活用・活動を推進し、中心市街地における新たな交流人口の創出、卸売・小売商品販売額の増加につなげ、まちなか全体の活性化を図る。